

豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の融資制度による融資を受けた者に対し、予算の範囲内で市が利子の一部を補給すること（以下「利子補給」という。）により、その負担を軽減することを目的とし、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という）及びこの要綱の定めによるところとする。

(利子補給申込対象者)

第2条 この要綱による利子補給を申込みことのできる者は、第5条の規定による登録の決定を受けた者とする。

(利子補給登録申込み対象者)

第3条 利子補給の対象となる融資（以下「利子補給対象融資」という。）を登録の申込をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者は除く。

- (1) 次項に掲げる融資を借り受けた者であること。
 - (2) 利子補給登録申込時に、豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していること（利子補給登録申込時に豊中市内に事業所を設置しようとし、事業を開始しようとする場合も含む。）。
 - (3) 豊中市税を完納していること。ただし、非課税若しくは免除の場合又は融資実行時において豊中市の課税対象者でない場合にあつては、この限りでない。
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）でないこと。
- 2 利子補給対象融資は、株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の融資制度による一般貸付（普通貸付）、新企業育成貸付又は企業活力強化貸付であつて、かつ、その用途が市内の事業所の運転資金（市外の事業所への移転資金を除く。）又は設備資金であるものとする。

(利子補給の登録申込み)

第4条 この要綱により、利子補給金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、次の各号に掲げる書類を市長に提出することにより登録の申込みをしなければならない。ただし、市において前条第1項第3号に規定する要件を確認することができる場合は、本条第1項第3号に規定する書類の提出を省略することができる。

- (1) 豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金登録申込書(第1号様式)
- (2) 利子補給対象融資の実行を確認できる書類
- (3) 豊中市税の完納を証する書類
- (4) 豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることの確認できる書類、又は、豊中市内に事業所を設置しようとし、事業を開始しようとしていることを確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 利子補給の登録申込みは、第9条に規定する利子補給金交付対象期間内において1事業者につき1融資のみとする。

(登録の決定等)

第5条 市長は、前条の規定により申込者から利子補給金登録の申込みを受けた時は、その内容を審査し、要件を満たしている場合において、登録すべきものと認めたときは、豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金登録決定通知書(第2号様式)により、登録すべきでないとは認めるときは豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金登録不決定通知書(第3号様式)により、申込者に通知するものとする。

(登録決定の取消し)

第6条 利子補給金の登録を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、市長は、利子補給金の登録を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 利子補給金に係る申込みに関し、虚偽又は不正の事実があるとき
- (3) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるとき
- (4) その他市長が利子補給金の登録を取り消す必要があると認めるとき

(登録内容の変更)

第7条 申込者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金登録内容変更届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録抹消願)

第8条 申込者は、登録の抹消を願い出る必要が生じた場合は、豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金登録内容抹消願(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付対象期間)

第9条 利子補給金の交付対象期間は、利子補給対象融資の融資実行日から起算して3年を経過する日(融資実行日から3年を経過する日が当該融資の約定返済日後である場合にあっては、最終約定返済日)までとする。

(利子補給金の額)

第10条 利子補給金の額は、対象者が支払った利子補給対象融資に係る利子の額(その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額(償還の遅延による利子の額を除く。以下同じ。))とし、利子補給対象融資の融資実行日現在における融資額(以下「当初融資額」という。)の限度額は200万円とする。ただし、利子補給対象融資の貸付利率が1.0%を超える場合にあっては、1.0%を貸付利率で除した率を当該利子に乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の当初融資額が200万円を超える場合の前項の規定による利子補給金の額は、200万円を当初融資額で除したものを当該利子に乗じた額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第1項の当初融資額が200万円を超え、かつ、利子補給対象融資の貸付利率が1.0%を超える場合の利子補給金の額については、1.0%を貸付利率で除した率に、200万円を当初融資額で除したものを乗じ、かつ、それに当該利子に乗じた額とする。

4 利子補給金の額は、毎年1月1日から同年12月31日までの間において、株式会社日本政策金融公庫に支払った利子をもとに算出するものとする。

(交付の申込み)

第11条 申込者は、当該年の利子支払終了後、翌年12月28日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金交付申込書兼請求書(第6号様式)

(2) 利子補給対象融資の利息支払証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付の申込みは、遡ってこれを行うことはできない。

(交付の決定等及び交付)

第12条 市長は、前条の申込書兼請求書（第6号様式）等の提出があったときは、その内容が前条までの規定に適合するか審査し、交付すべきものと認めたときは、当該申込者に利子補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査において、交付が不相当であると認めたときは、利子補給金の不交付決定を行い、書面により当該申込者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、利子補給金の交付の決定を受けた申込者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 利子補給金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱及び規則又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な方法により利子補給金の交付の決定を受けたとき。

(3) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるとき。

(4) その他市長が利子補給金の交付の決定を取り消す必要があると認めるとき。

(利子補給金の返還)

第14条 市長は第6条又は前条の規定により利子補給金の登録又は交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分について既に利子補給金を交付しているときは、期限を定めて、利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第15条 利子補給金の交付を受けた申込者は、第6条及び第13条の規定による取消に関し、前条に規定する利子補給金の返還を求められたときは、補助金規則第14条の規定を準用するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その限りではない。

(事業の継承等に係る利子補給金の申込み)

第16条 相続、譲渡、合併、分割等により対象者の事業を継承した者であって、市長が認めるものは、当該対象者に替わって利子補給の申込みを行うことができる。

(協力)

第17条 市長は、第4条に基づき申込みをした者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかに関して調査する必要がある場合は、大阪府警察に照会する際に必要な情報について、当該申込みをした者に対して、協力を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施し、同日以後に利子補給対象融資を受ける者に係る利子補給について適用する。
- 2 この要綱は、平成25年10月1日から実施する。
- 3 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
- 4 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、必要な修正を加えたうえで、これを使用することができる。
- 5 この要綱は、平成27年10月1日から実施する。
- 6 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 7 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。
- 8 この要綱は、平成29年1月26日から実施する。
- 9 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。
- 10 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。平成29年3月31日以前に利子補給対象融資（普通貸付又は新企業育成貸付）を借り受けた者については、なお従前の例による。
- 11 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。平成29年3月31日以前に利子補給対象融資（普通貸付又は新企業育成貸付）を借り受けた者については、なお従前の例による。
- 12 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
- 13 この要綱は、令和3年1月1日から実施する。
- 14 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。
- 15 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 16 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(第1号様式)

豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金登録申込書

年 月 日

豊中市長 宛

私は、豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金制度の登録を申し込むとともに、下記の事項について確認しました。

事業所又は法人名

名 前

記

<確認事項>

- 本登録申込書1及び2の事項等、当制度の運用に必要な事項について、日本政策金融公庫と情報共有することに関して同意すること
- 私(当法人等)に関して、暴力団等であるか否かについて調査が必要な場合には、役員情報等、豊中市が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するなど、調査に協力すること
- 私(当法人等)に関して暴力団等であるか否かについて、市長が警察署長へ情報照会を行うこと
- 私(当法人等)に関する市民税もしくは法人市民税の納税状況または課税状況を確認されることに関して同意すること
- 市民税(法人の場合は法人市民税)が支払われていない場合(個人事業主で非課税の場合またはNPO法人等で免除の場合を除く)又は暴力団等に該当すると判明した場合は、利子補給金の交付が行われないことに関して同意すること

1. 登録者情報

市内事業所所在地	〒 豊中市
法人名又は 事業所名(商号・屋号)	
事業内容 (業種等)	
住所 法人の場合は代表者住所	
お名前 法人の場合は代表者名	フリガナ
生年月日・性別	年 月 日 (男・女)
連絡先電話番号	

2. 利用融資内容

利用融資 (下記の①～③から 選んで下さい)	貸付年月日 (融資日)	最終返済期日	融資金額 (千円)	金利 (%)
①一般貸付(普通貸付)	年 月 日	年 月 日		
②新企業育成貸付 ③企業活力強化貸付	お取引番号			

3. 豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金振込先金融機関

私に支払われる豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金について、下記預金口座へ口座振込してください。

記

金融機関名	支店名	預金種類	口座番号					
銀行 信用金庫 信用組合	支店	普通・当座						
(フリガナ)								
口座名義								

注) 預金の種類については、普通・当座のいずれかに○印を入れてください。

注) フリガナは必ず記入してください。

(請求者と振込口座名義人が異なる場合は、以下の欄にご記入ください)

補給金の受領については、上記振込口座名義人に委任いたします。

申込者名（署名） _____

【留意事項】

※複数の融資を利用されていても、利子補給の対象は1件です。

※上記の融資の借り換えや新たに融資を受けられ登録融資を変更する場合、速やかに届け出てください。届出がない場合、利子補給できない場合があります。

豊中市使用欄

利用融資内容に記載された事項について事実と相違ないことを確認した。

確認日	確認者
年 月 日	日本政策金融公庫 担当者： 豊中市 担当者：

納税状況： 可（税確認・添付書類）・ 否	No.	確認者：	確認日：
----------------------	-----	------	------

(第2号様式)

文書番号

豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金
登録決定通知書

年 月 日

様

豊中市長



年 月 日付で申込みのあった豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金の登録については、審査を行った結果、登録することを決定したので、豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金交付要綱第5条の規定に基づき、通知します。

記

登録の条件

豊中市補助金等交付規則または豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金交付要綱の規定に反したときは、登録を取り消すことがある。

(第3号様式)

文書番号

豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金
登録不決定通知書

年 月 日

様

豊中市長



年 月 日付で申込みのあった豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金の登録については、審査を行った結果、登録しないことを決定したので、豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金交付要綱第5条の規定に基づき、通知します。

記

不決定の理由

(第4号様式)

豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金登録内容変更届

年 月 日

豊中市長 宛

私は、豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金制度の登録事項について、下記のとおりその内容に変更が生じたので、豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金交付要綱第7条の規定に基づき届けるとともに、下記の事項について、確認しました。

事業所又は法人名

名 前

記

<確認事項>

- ・本変更届1及び2の事項等、当制度の運用に必要な事項について、日本政策金融公庫と情報共有することに関して同意すること
- ・私(当法人等)に関して、暴力団等であるか否かについて調査が必要な場合には、役員情報等、豊中市が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するなど、調査に協力すること
- ・私(当法人等)に関して暴力団等であるか否かについて、市長が警察署長へ情報照会を行うこと
- ・私(当法人等)に関する市民税もしくは法人市民税の納税状況または課税状況を確認されることに関して同意すること
- ・市民税(法人の場合は法人市民税)が支払われていない場合(個人事業主で非課税の場合またはNPO法人等で免除の場合を除く)又は暴力団等に該当すると判明した場合は、利子補給金の交付が行われないことに関して同意すること

***** 変更部分のみご記入ください *****

1. 登録者情報

市内事業所所在地	〒 豊中市
法人名又は 事業所名(商号・屋号)	
事業内容 (業種等)	
住所 法人の場合は代表者の住所	
お名前 法人の場合は代表者名	フリガナ
生年月日・性別	年 月 日 (男・女)
連絡先電話番号	

2. 利用融資内容

利用融資 (下記の①~③から 選んで下さい)	貸付年月日 (融資日)	最終返済期日	融資金額 (千円)	金利 (%)
①普通貸付	年 月 日	年 月 日		
②新企業育成貸付 ③企業活力強化貸付	お取引番号			

3. 豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金振込先金融機関

私に支払われる豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金について、下記預金口座へ口座振込してください。

金融機関名	支店名	預金種類	口座番号					
銀行 信用金庫 信用組合	支店	普通・当座						
(フリガナ)								
口座名義								

注) 預金の種類については、普通・当座のいずれかに○印を入れてください。

注) フリガナは必ず記入してください。

(請求者と振込口座名義人が異なる場合は、以下の欄にご記入ください)

補給金の受領については、上記振込口座名義人に委任いたします。

申込者名 (署名) _____

(第5号様式)

豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金登録抹消願

年 月 日

[あて先]

豊中市長

法人所在地又は

事業所所在地 豊中市

法人名又は事業所名

名 前

私は、このたび登録を抹消する必要性が生じたので、豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金交付要綱第8条の規定に基づき、登録の抹消を願います。

